

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和6年11月22日

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名

世田谷区精神障害者ピアサポーター活躍支援事業委託

(2) 目的

本事業は、自身の障害や病気の経験を活かし、仲間として支え合い活動する精神障害者ピアサポーター（以下、「ピアサポーター」という。）が希望する地域の活動先等で活躍するための支援を行うことにより、精神障害の当事者支援に効果的な役割を果たすことが可能なピアサポーターが活躍する、「住み慣れた地域で支えあう」地域共生社会を推進することを目的とする。

(3) 業務内容

本業務は、ピアサポーター登録、地域におけるピアサポート活動や体験学習先とのマッチング、ピアサポート活動に係る心身のフォロー等を行い、区登録ピアサポーターが希望する地域の活動先等で活躍するための支援を行うものである。

- ① ピアサポーター登録
- ② ピアサポーター活躍支援
- ③ 世田谷区精神障害者ピアサポート研修（フォローアップ研修）の実施
- ④ 体験学習の実施

(4) 履行場所

受託者の事業所、ピアサポート活動の実施先、障害保健福祉課等

(5) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※履行状況が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和8年度から令和9年度についても新たな契約を結ぶこととする。なお、契約は単年度ごとに行う。

2 参加の資格及び条件

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する指定障害福祉サービス、指定一般相談支援事業または指定特定相談支援事業のいずれかの指定を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと（同政令第167条第1項において準用する場合も含む）。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税、市区町村民税に滞納がないこと。
- (5) 世田谷区精神障害者ピアサポーター活躍支援事業委託事業者審査委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3 提案書の提出者を選定する基準

参加表明書では提案書提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 事業者の選定

事業者は、学識経験者・精神障害当事者・区職員から構成される「事業者選定委員会」による審査結果を基に選定する。

＜事業者選定委員会委員＞

障害福祉部長 杉中 寛之

北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課長 濱田 隆行

河原 智江

小阪 和誠

5 提案書の評価基準

- (1) 法人の事業経歴、実績、経営方針
- (2) 業務内容に対する取組み方針・内容
 - ① 精神障害者支援とピアサポートに対する基本的な考え方
 - ② 精神障害者支援及びピアサポートに関する事業の実績
 - ③ 世田谷区におけるピアサポーターの活躍推進に係る応募事業者としての展望
 - ④ 事業内容及び具体性、計画性
 - ⑤ ピアサポート活動を行う精神障害者等に対するフォローの具体策
 - ⑥ 年度別事業計画の履行状況に対する自己評価の手法
- (3) 事業実施体制
 - ① 職員の人員配置
 - ② 苦情や事故発生時等の緊急時の対応と体制
 - ③ 個人情報保護や損害賠償への対策等の危機管理体制
 - ④ 見積金額の妥当性

6 手続き方法等について

- (1) 実施要領兼説明書の交付期間及び方法
 - ①交付期間
令和6年11月22日（金曜日）から12月6日（金曜日）午後3時まで
 - ②交付方法
世田谷区ホームページよりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/03655/20598.html>

(2) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

①提出期限

令和6年12月6日（金曜日）午後3時必着

②提出及び方法

電子メールまたはファクシミリにて、「8 本件に関する問い合わせ先」に記載の担当者あてに提出すること。ファクシミリで提出する場合は、提出後に必ず受理確認の電話連絡をすること。

※参加表明後に何らかの事情により辞退する場合は、「参加辞退届」を提出すること。

(3) 提案書の提出期限、提出先及び方法等

①提出期限

令和7年1月14日（火曜日）正午必着

②提出場所及び方法

事前に連絡をした上で、「8 本件に関する問い合わせ先」に記載の担当者まで持参により提出すること（郵送等による送付は受付けない）。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：「日本語及び日本国通貨に限る」

(2) 契約保証金：「免除」

(3) 契約書作成の要否：「要」

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定：「無」

(5) 提出後の書類の修正：「不可」

(6) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口は、後述の項目「8 本件に関する問い合わせ先」に記載の障害保健福祉課窓口とする。

(8) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(9) 事業者からの提出物は返却しない。

(10) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(11) 提出された書類の記載事項に虚偽の記載があった場合、その提案は無効とする。

8 本件に関する問い合わせ先

世田谷区障害福祉部障害保健福祉課（世田谷区役所第2庁舎3階33番窓口）

担当者：西中、江村、川崎

所在地：〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

電話：03-5432-2386 ファクシミリ：03-5432-3021

メールアドレス：SEA03655@mb.city.setagaya.tokyo.jp